

議案第 59 号

佐野市保育所条例の改正について

佐野市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 6 月 7 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市保育所条例の一部を改正する条例

佐野市保育所条例（平成 27 年佐野市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「佐野市大橋保育園」を「佐野市おおはし保育園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

佐野市おおはし保育園の設置に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 5 9 号参考資料

佐野市保育所条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(開所時間) 第4条 (略) 2 前項第1号の規定にかかわらず、<u>佐野市大橋保育園</u>及び佐野市たぬま保育園の開所時間は午前7時30分から午後7時30分までとする。 3 (略)	(開所時間) 第4条 (略) 2 前項第1号の規定にかかわらず、<u>佐野市おおはし保育園</u>及び佐野市たぬま保育園の開所時間は午前7時30分から午後7時30分までとする。 3 (略)